

○大野市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、消防長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求の手續)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にするものとする。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示

決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料の額)

第6条 法第89条第2項の規定による手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、実施機関が定める当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会設置条例(平成28年条例第3号。以下「審査会設置条例」という。)第1条に規定する大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、実施機関ごとのこの条例の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大野市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大野市個人情報保護条例（平成15年条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第8条又は第9条第3項の規定による職員等の義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第2条第2号に規定する個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が受託した当該事務又は旧条例第9条に規定する指定管理者が指定を受けた当該公の施設の管理に係る事務に従事していた者

2 前条の規定による旧条例の廃止前に旧条例第14条、第25条又は第30条の規定による請求がされている場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお、従前の例による。